

給付型奨学金 一部上乘せに

市民の切実な要望である浦安市の給付型奨学金(奨学支援金支給制度)は、2015年度から開始され、3年目を迎え利用者は当初の3倍になってきています。

当初、全教科を平均した値が5段階評価で3.8以上の者として開始されましたが「基準が高く受けられない」「支給額を引き上げてほしい」という保護者や学生からの声を日本共産党は議会に届け、成績基準を設けるのではなく学習意欲のある者には支給するよう改善を求め、現在は平均値3.0以上と見直されています。

現在の支給額は、高等学校等は月50000円、大学等は月150000円です。

2018年度の当初予算には、成績優秀者に対する奨学金の上乗せをするとして、大学等の平均値3.8以上の対象者に150000円予算計上されています。

日本共産党は引き続き改善を求めていきます。



役割も内容も違う 放課後児童の対策を統合!

現在、市の放課後の児童対策として「児童館」「青少年館」の運営、共働きやひとり親の子どもの生活の場として専任指導員が保育する「児童クラブ(学童保育)」、全児童を対象として空き教室を利用し地域住民が講座を開いたり遊んだりする「放課後異年齢児交流促進事業」があります。それぞれ果たしている役割や内容も異なっています。

2月23日の会派代表質問にて、元木美奈子議員から「内容が本質的に違う事業をなぜ一体的とするのか」質問しました。答弁に立ったことも部長は本質的な問題に向き合わず「児童育成クラブの運営協議会から放課後異年齢児交流促進事業に交流できるように要望がある」と答えています。

新年度のモデル事業は明海小学校と東小学校にて実施するとしていますが、モデル事業となった児童育成クラブの保護者からは「なぜ交流しなければならぬのか?」「指導員の負担が増えるだけではないのか?」と疑問の声が上がっています。

政府は、2007年の放課後子ども総合プランから、学童保育と放課後子ども教室の一体型を進めていますが「場所も職員も子どもたちも一体化するのであれば、学童保育の役割は果たせない」と学童保育関係者の懸念の声をうけ、学童保育について「生活の場としての機能を十分に担保することが重要で基準に基づいて実施」していくと明記されています。

26日から始まる常任委員会にて改めて質疑していきます。

生活の場として 機能できるのか?

児童育成クラブと放課後異年齢児交流促進事業の2つの異なる事業を統合したモデル事業を新年度に実施することが2月16日の市長の施政方針で明らかになりました。

週刊 市議会報告

日本共産党

2018年2月26日

第1447号

【発行】

日本共産党
浦安市議団

☎&FAX
047-350-1243



市議会議員
元木美奈子

入船 4-37-14
☎047-355-8526
minamotonton@
jcom.home.ne.jp



市議会議員
美勢麻里

北栄 2-3-16-203
☎047-354-9269
m5mise@jcom.
home.ne.jp

コミュニティ放送の活用で 地域の活性化や防災対策の推進を

コミュニティ放送は、地域密着型メディアとして1992年に制度化されました。

2017年12月現在、全国のコミュニティ放送局数は315局で開局が毎年増えています。

放送番組には道路交通情報、病院の案内、天気予報などの生活情報、そして市町村の広報、市町村議会の情報、災害情報などの行政情報、観光情報や地域ニュース、音楽などがあり、被災地で役に立ったメディアの1位はラジオです。

浦安市でも活用するよう12月議会にて求めました。

FMうらやすは 聴取率0.8%

浦安市は市川うららFMの前身であるFMうらやすに1999年度から市の行政情報番組の放送業務を委託し、2010年度末に委託を打ち切っています。

打ち切った理由として、放送を聴取できるエリアが限定していたことや、市民意識調査において、他のメディアと比較して認知度が非常に低かったなどとしています。

ラジオ番組を放送地域内の聴取者が何%聞いたか表す聴取率は、2016年6月現在、1位TBSラジオ1.2%、2位ニッポン放送0.8%、

3位TOKYO FM 0.8%、FMうらやすは2010年0.8%です。認知度が低いとする市の見解には納得できません。

FMうらやすは市川に移転し 放送範囲を拡大

FMうらやすは猫実4丁目のたかみビルに開局しており、たかみビルより立ち退きを迫られ、裁判を起こし、2012年に勝訴しています。その後、北栄のビルに移転し、昨年7月、市川市に移転しています。

送信の出力は5ワットから変更され20ワットに増力されています。

災害時の迅速な 連携には 話し合いが不可欠

FMうらやすと市は1999年度に防災協定(災害時における災害広報活動の協力に関する協定)を締結していますが、話し合いがなされていません。

市は災害対策基本法第57条の市町村長から求めがあった場合には、災害に関する情報等を他に優先して伝達する規定で対応する考えであることが日本共産党の質問からわかりました。

災害時に法律に従ってやるのが当然なのだという態度ではなく、協力体制を話し合いながら進めるよう要望しました。

派議員の名の下で、一般代表議員は一人、質問をすることができ、質問は元議員、一般議員が登壇します。



件名	要旨	細目
1.生活保護について	1.削減の影響について	1.生活保護以外の制度への影響について
	2.制度の改定について	1.影響と改善について
	3.支援体制について	1.支援の充実と強化について
2.男女共同参画社会について	1.うらやす男女共同参画プランについて	1.施策と課題について
		2.条例の制定について
3.こどもの医療費について	1.助成について	1.ペナルティについて
		2.助成を高校生まで対象を拡大することについて
		3.自己負担金について

みせ麻里議員

3月15日13時開始予定